

飯田市の人権に関する施策及び人権教育  
啓発施策のあり方について（答申）

平成 28 年 12 月 21 日

飯田市人権尊重推進審議会

# 目次

第1章 答申にあたって	2
第2章 人権に関する施策の動向	2
I 国際的な動向	2
II 国内の動向	3
III 飯田市における人権課題と施策	4
1 飯田市の人権施策	4
2 市民の人権意識	5
3 個別課題の現状と課題	5
(1) 女性	5
(2) 子ども	6
(3) 高齢者	6
(4) 障がい児・者	7
(5) 外国人住民等	8
(6) インターネットによる人権侵害	9
(7) 同和教育	9
(8) 様々な人権課題	9
第3章 人権施策及び人権教育・啓発の提言	10
I 人権施策に関する提言	10
1 基本的な視点	10
(1) 人権を尊重し合う風土づくり	10
(2) 多様性共生社会の推進	10
2 個別課題に関する提言	10
(1) 女性の人権を守る	10
(2) 子どもの人権を守る	10
(3) 高齢者の人権を守る	11
(4) 障がいを理由とする偏見や差別をなくす	11
(5) 外国人住民等の人権を尊重する	11
(6) インターネットを悪用した人権侵害をなくす	12
(7) 同和問題に関する偏見や差別をなくす	11
(8) 様々な人権侵害をなくす	12
II 人権教育・啓発に関する提言	13
1 人権教育に関する提言	13
(1) 学校等における人権教育	13
(2) 社会人権教育及び企業人権教育	13
(3) 家庭教育	13
2 人権啓発に関する提言	14
(1) 人権に関する基本的認識	14
(2) 生命の尊さ	14
(3) 多様性を認め合う共生社会の意識	14
III 人権施策及び人権教育・啓発の推進体制	14
平成28年度飯田市人権尊重推進審議会委員	15

## 第1章 答申にあたって

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。この権利は、日本においては日本国憲法で保障され、また世界人権宣言では「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳われています。このように、人権は、国の内外を問わず、文化や習慣の違いを問わず、人類にとって恒久的に尊厳されるべきものです。

私たちの社会は、一人の個人としての人間が、人と人との関わり合いの中で、相互に依存し、支え合うことによって築かれています。すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、お互いに人権を尊重し合う社会でなければなりません。

すべての市民が、あらゆる機会を通じて人権教育や人権啓発に積極的に参加し、人権問題に対する理解と人権尊重の精神を身につけ、日常生活において個人の尊厳を守り、多種多様な個性を認め合い、支え合う社会づくりを進めることが大切です。

基本的人権の尊重を基本理念の一つとする日本国憲法が施行 70 年を迎えようとする中、市民に人権尊重の意識が広く浸透していることは、市民意識調査の結果から見るすることができます。

しかしながら、依然として人権に関する相談件数は多く、インターネット上の人権侵害、いじめ、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者や外国人に対する偏見や差別など、住民の多様性を理解し共生する上での問題があります。

市においては、リニア中央新幹線の開通を見据え、「いいだ未来デザイン 2028」によってこれからの地域づくりの新たな仕組みが構築されつつあります。市が目指すまちの姿を描いていくうえで、人権尊重の視点は市政の各分野の礎となる重要な役割を担うものと考えます。

飯田市人権尊重推進審議会は、平成 28 年 7 月 25 日の諮問を受け、飯田市の人権に関する施策及び人権教育啓発施策の在り方について、本日、以下のとおり答申します。

これからの人権尊重社会の推進に向けて、この答申に沿った市政が展開されることを、切望します。

平成 28 年 12 月 21 日

## 第2章 人権に関する施策の動向

### I 国際的な動向

20 世紀は、二度にわたって世界大戦が起き、特に第 2 次世界大戦中には多くの生命や財産が失われ、世界中で人権侵害、人権抑圧による重大事件が起こりました。これらの反省を込めて、国連憲章は、「人種、性、言語または宗教による差別なく、すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げ、「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」のために、すべての加盟国が「共同及び個別の行動をとることを誓約する」旨を規定しています。

1948 年（昭和 23 年）、人権と自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。その後、国連が中心となって「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（1965 年（昭和 40 年））

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（1979年（昭和54年））「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989年（平成元年））「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（2006年（平成18年））など、人権に関する条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年などの国際的な取組が行われてきました。

1994年（平成6年）の国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において「人権という普遍的文化」が構築されることを目標とし、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むことが要請されました。その後、人権教育のための国連10年の終了を受け、2004年（平成16年）に採択された「人権教育のための世界計画」では、終了時限を設けずに3年ごとのフェーズ（段階）及び行動計画を策定し、初等中等教育に焦点をあてた「第1フェーズ(2005～2007年)行動計画」、高等教育における人権教育を推進する「第2フェーズ(2010～2014)行動計画」と進んできました。

また、2006年（平成18年）には国連の人権問題への対処を強化するため、これまでの「国連人権委員会」を発展させた「国連人権理事会」が設置されました。

このように、国連をはじめ国際社会において、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい世界の実現に向けた取組が続けられています。しかし、世界各地では、民族紛争、宗教対立やテロ、これらに起因する難民問題など、人々の人権が脅かされています。

## II 国内の動向

1946年（昭和21年）に公布された日本国憲法では、第11条で、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として国民に保障されています。また、第14条で、すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことが謳われています。憲法に保障された基本的人権を保障するための施策として、国連において採択された条約の批准など、国際的動向に歩調を合わせるとともに、人権に関する法整備や、国内の人権に関する課題の解決に向けた取組が行われてきました。

我が国は、人権に関連するさまざまな国際条約を批准しています。また、国連での「人権教育のための国連10年」を受けて1997年（平成9年）、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

2000年（平成12年）には、人権教育・啓発の理念や、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、人権教育・啓発のより一層の推進を図ることを目的とした、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律に基づき、国は人権教育のための国連10年に関する国内行動計画などを踏まえた、「人権教育・啓発に関する基本計画」を平成14年に策定しました。この基本計画の中で、人権尊重の理念、人権教育・啓発の基本的あり方、個別の人権課題に対する取組などが規定され、国や地方公共団体が主体となって、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得するための施策が進められています。

近年では、女性や子ども、高齢者、障がい者の人権擁護をはじめとする様々な法整備や施策が進められ、国民の人権意識が高まりつつあります。

その一方、少子高齢化、人口減少、高度情報通信技術の普及、グローバリズムの進展など、我が国の社会は急激な変化に見舞われています。このような中で、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、子どもの人権問題、障がいのある人や高齢者の人権問題などの課題が浮かび上がってきています。

### III 飯田市における人権課題と施策

#### 1 飯田市の人権施策

市は、基本的人権が尊重される社会を目指し、人権の正しい理解と人権侵害の根絶を誓い、平成 8 年に人権尊重都市宣言をしました。

人権尊重都市宣言（平成 8 年 6 月 24 日）

私たちは、だれもが人間らしく幸福に生きる権利を有し、だれからも尊重され、親しまれ、愛されながら豊かに暮らすことを求めています。そして、美しい自然と同様に、だれ隔てなく接する思いやりのある美しい心を持つ市民が明るく生活するまち一輝くまちを目指して努力しています。

しかし、大変残念なことに、現実には偏見による差別など様々な人権侵害が存在しています。このことは、早急に解決しなければならない重要な課題です。

よって、私たちは基本的人権を正しく理解し、尊重し、人権擁護の良き実践者となるとともに、善意を広め、互いに励まし合い、手を取り合ってあらゆる人権侵害を根絶することを誓うため、ここに飯田市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

また、国連が決議した人権教育のための国連 10 年に関する施策を円滑に推進するため、平成 11 年に飯田市人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、人権を尊重し差別のない明るい飯田市づくりを目標に掲げ、学校等における人権教育の推進、公民館を中心とした社会人権教育を進めてきました。

さらに、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の規定に基づき、社会的身分、門地、人種、信条、性別その他のあらゆる事由による差別がなく、人権が尊重され、明るく住みよい市を築くことを目的とした、「飯田市差別の撤廃と人権の尊重に関する条例」が平成 14 年に制定されました。この条例において、市の責務は人権教育、人権啓発推進のための施策を総合的かつ計画的に実施し、市民の人権意識の高揚に努めること、市民の責務は、自ら差別の撤廃及び人権の尊重に努め、行政が実施する人権に関する施策に協力するように努めることを定めています。

飯田市差別の撤廃と人権の尊重に関する条例（平成 14 年条例第 8 号）抜粋

（目的）

第 1 条 この条例は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の規定に基づき、及び人権尊重都市宣言の精神にのっとり、飯田市における人権の擁護に資するための施策の基本を定めることにより、社会的身分、門地、人種、信条、性別その他のあらゆる事由による差別がなく、人権が尊重される明るく住みよい市を築くことを目的とする。

（市の責務）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するほか、行政のあらゆる分野において市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

- (1) 人権教育の推進
- (2) 人権啓発の推進
- (3) 前 2 号に掲げる施策の実施に必要な調査及び研究
- (4) その他第 1 条に規定する目的の達成のため必要な施策

（市民の責務）

第 3 条 市民は、自ら差別の撤廃及び人権の尊重に努めるとともに、国、県又は市が実施する差別の撤廃又は人権の擁護に関する施策に協力するように努めなければならない。

## 2 市民の人権意識

市が実施した市民意識調査において、「あなたは、家庭や職場、地域の中で、性別・国籍にかかわらず相手の人権を尊重して行動していますか」の設問に対し、「行動している」と回答した人と「どちらかといえば行動している」と回答した人の合計は、次表のとおり 10 年間ほぼ横ばいに推移しており、市民の 9 割は人権尊重意識を有しているといえます。

【市民意識調査（人権意識）推移（市民意識調査）】 (%)

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
人権を尊重して行動している	42.1	47.2	43.9	43.6	43.4	47.6	46.1	44.6	43.7	41.7
どちらかといえば人権を尊重して行動している	49.0	43.5	46.0	49.6	49.2	45.5	46.0	47.3	48.4	50.7
合計	91.1	90.7	89.9	93.2	92.6	93.1	92.1	91.9	92.1	92.4

## 3 個別課題の現状と課題

### (1) 女性

飯田市男女共同参画推進条例（平成17年）に基づく第4次飯田市男女共同参画計画（ともに進める21いいだプラン）では、平成20年度から平成24年度を計画期間とし、「男女共同参画がまちづくりの鍵となる」との考えを基本として、「男女が共に自らの意志によって参画する機会の確保」「男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ共に責任を担うまちづくり」を進めました。

平成22年10月には、飯田市男女共同参画推進委員会より「男女共同参画社会実現に向けての提言」が市に提出され、これを受けて市は、平成23年度に「市民意識調査」「企業における実態調査」を実施しました。

「市民意識調査」によれば、男女平等がもっとも進んでいるのは、「学校」、次に「家庭」、「法律や制度」となっています。最も進んでいないのは「習慣・しきたり」で、続いて「地域」、「職場」となっています。

第5次飯田市男女共同参画計画は、計画期間を平成25年度から平成29年度と定め、「地域をはじめとした多様な主体による社会活動での男女共同参画の推進」と「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」を重点施策として、家庭・職場・地域における「性が尊重され健やかに暮らせる社会づくり」を進めています。

しかし、「女性のための法律相談」では、離婚と離婚に附随した親権等の相談が増加しています。また、ストーカー、DV（ドメスティックバイオレンス：配偶者や恋人など近しい関係にある異性への暴力）相談には子育て支援課等や関係機関が連携して対応しています。

全国的にDV等の相談が増加傾向にあります。市の女性相談は、10年で1.6倍に増加しており、特に離婚手続きに関する離婚前相談、夫等からの暴力の相談等が増えています。

このような中、飯田市女性団体連絡協議会では平成26年度からパープルリボンの普及活動など「女性に対する暴力をなくす運動」にも取り組んでいます。

【飯田市子育て支援課における女性相談件数】 (件数)

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
女性相談件数	173	199	162	163	212	168	158	210	174	278
うち、DV相談件数	34	27	31	21	22	20	20	35	22	54

## (2) 子ども

少子化やひとり親世帯の増加、地域の繋がり希薄化など、子どもを取り巻く環境の変化や家庭の養育機能の低下が指摘されています。このような中で、子育ての孤立化・行き詰まり、さらには児童虐待の相談にいたるケースが増加しています。

児童虐待は特別な家庭に起こるものではなく、一般の家庭でも起こり得る社会問題であるとの認識から、平成 12 年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、平成 16 年には児童相談所だけでなく市町村及び福祉事務所が虐待通告先に追加されました。

平成 27 年度における飯田児童相談所管内の児童虐待の相談件数は 215 件であり、前年度に比べ 1.17 倍に増加しています。市では、平成 17 年より要保護児童対策地域協議会として児童の福祉に関連する関係機関・関係団体で構成される「飯田市子育て支援ネットワーク協議会」を組織し、子育てトラブルの早期発見やネットワークによる虐待防止対策を図ってきました。

また、「飯田市子育て応援プラン」に基づき、平成 27 年度には子育てに関する総合的な支援の中核施設として「飯田市こども家庭応援センター」を開設し、年次的に専門の相談・支援スタッフを拡充しました。こうして子育て家庭が孤立せずに安心して子育てができるよう、市民と行政が協働して子育てを社会全体で応援する仕組みづくりを進めています。

【飯田児童相談所における児童虐待の相談件数】 (件数)

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
児童虐待の相談件数	132	97	83	61	115	97	129	118	186	215

学童における不登校の相談件数は、平成 27 年度では 12 件となっています。平成 25 年 9 月「いじめ防止対策推進法」が施行され、国はいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針「いじめ防止基本方針」を策定しました。

平成 26 年 3 月に市教育委員会が実施した、小中学校におけるいじめ実態把握のための調査では、「最近、同じ友達や大勢の友達から毎日のように何回も嫌なことをされたり、嫌なことを言われたりして悲しかったことはあるか」の質問において、「ある」と答えた児童生徒数は 111 人で、「悪口」「からかい」が 106 件、「仲間外れ、無視」が 37 件と報告されています。

市教育委員会では「飯田市いじめ対応マニュアル」を策定し、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでいます。また、小中学校における児童生徒の問題に対応するため、不登校やいじめなどの問題に対する教育相談の実施や各中学校区へ教育支援指導主事の配置、不登校と生徒指導のための施策として「5つのアクション」(①教育支援指導主事の配置、②体験学習活動の実施、③カウンセリングマインド研修会の実施、④学校独自の選択的対策の実施⑤連携事業の効果的な実施の展開)を実施し、子どもの人権を守る取組を進めています。

## (3) 高齢者

平成 26 年には高齢化率が 30%を超え、特に一人暮らし高齢者、高齢者世帯、介護を必要とする高齢者、認知症の人が増加しており、地域社会の構造が大きく変化しています。

市では、平成 27 年 3 月に策定した高齢者福祉計画、第 6 期介護保険事業計画により、高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくりと「生涯現役」「生涯安心」をめざして、地域包括ケアシステムの構築や、各種在宅介護サービスの総合的な充実に取り組んでいます。

しかしながら、未だ介護における心身の負担感が高く、平成 27 年度、市では 21 件の高齢者虐待が発生しています。老いることや認知症に関する理解をさらに広げる必要があります。

【高齢者数、高齢化率と要介護認定数の推移】

各年4月1日現在 (人、%)

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
高齢者人口	28,305	28,740	29,020	29,440	29,677	29,523	29,671	30,309	30,956	31,545
高齢化率	26.3	26.9	27.2	27.8	28.2	28.2	28.5	29.3	30.1	30.2
要介護認定者数	5,417	5,582	5,640	5,589	5,609	5,699	5,837	5,932	5,990	6,075
うち認知症自立度2以上の者	-	-	-	3,132	3,128	3,291	3,318	3,355	3,364	3,405

平成18年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。市では、虐待事案早期発見のために、民生児童委員や介護保険事業者に対して法の趣旨を周知するとともに、高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターと長寿支援課とが連携して、問題の解決にあたっています。

また、高齢による判断力の低下を利用した、悪質な契約行為を行う事件や高齢者を狙った特殊詐欺被害なども起きており、特殊詐欺被害防止の啓発、悪質商法に対する啓発や消費者トラブルの相談など、高齢者を保護する施策を実施しています。判断能力の低下した高齢者等の権利を擁護し、財産を守るために成年後見制度の活用が求められており、平成25年7月にはいいだ成年後見支援センターを開設しました。

認知症の高齢者が増えています。平成27年度の調査では、65歳以上の10.6%の方に、85歳以上では34.3%の方に認知症の症状があります。認知症の高齢者が住みなれた地域の中で尊厳をもって安心して生活を送るため、認知症について地域の理解を広めることが必要であり、認知症サポーターを養成するための学習会が各地で取り組まれています。

#### (4) 障がい児・者

平成18年に施行された障害者自立支援法により、国の障がい児・者福祉制度は、大きく変わりました。これを受け、市では平成20年度に「飯田市第3次障害者施策に関する長期行動計画」と「飯田市障害福祉計画」を一体的に見直し、公的福祉サービス制度の大きな変革や、新たな課題に対応した障害福祉施策を、多様な主体の協働により推進することを目指しました。

計画では、目標値を掲げて「福祉施設の入所者からの地域生活への移行」を進め、平成23年度末には8人（目標19人）が地域生活へ移行しました。また、制度改正によって懸念された障害福祉サービス利用にかかる自己負担について、市は軽減措置等を実施しています。

平成24年度には、「飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画」（平成25年度～34年度）において、障がい児・者が地域社会で暮らしていくための施策と共生のまちづくりを掲げました。

障害者虐待防止法（平成24年10月施行）により、虐待防止の責務と発見した者には通報義務が課せられました。市では通報先として飯田市障害者虐待防止センターを設置しました。平成25年4月には、障害者総合支援法が施行され、地域社会での共生の実現と一層の障がい児・者の自立と社会参加が進められています。

平成27年3月には、平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間とする「第4期飯田市障がい福祉計画」を策定し、障がい児・者及びその家族が安心して地域で日常生活が送られることを目指しています。

平成28年4月、共生社会の実現に向け、社会的障壁を取り除き、障がいについて正しく理解し、個人や社会が一層の理解を深めていくため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。これを受け、市では「職員対応要領」を作成し、障がい者に対して理解を深めつつ、それぞれの特性に応じた対応ができるようサービス向上に努めつつ、その有無に関わらない共生社会の実現を目指しています。



【障がい者手帳の保持数の推移】

各年4月1日現在（人）

年度(平成)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
身体障がい児・者	6,983	6,976	7,161	7,122	5,608	5,267	4,949	6,039	5,855	5,713
知的障がい児・者	633	697	694	688	683	591	615	755	782	815
精神障がい児・者	345	379	458	462	483	491	494	616	605	625
合 計	7,961	8,052	8,313	8,272	6,774	6,349	6,058	7,410	7,242	7,153

(5) 外国人住民等

増加を続けた外国人登録者数は、平成15年の3,215人をピークに平成19年まではおよそ3,000人で推移をしていましたが、平成20年秋のリーマンショックに端を発した世界的不況や平成23年3月11日の東日本大震災の影響により、特に日系ブラジル人を中心に多くの外国人住民が帰国を余儀なくされました。以降、減少傾向が続いていましたが、平成26年3月に2,012人まで減少した後は再び緩やかに増加し、現在は2,100人前後で推移しています。

また、そのうち定住・永住希望者は年々増加しており、言葉や文化・習慣の違いによる相互理解の不足が招く地域や職場における差別や偏見といった問題が依然としてなくなるということから、多文化共生社会実現にむけての取組が一層重要となってきました。

【外国人住民の推移】

各年3月31日現在（人）

年度(平成)		19	20	21	22	23	24	25	26	27	
外国人 在住 状況	ブラジル	1,166 38.6%	1,018 35.4%	769 30.2%	685 27.9%	587 24.6%	432 20.3%	358 17.8%	373 18.2%	370 17.6%	
	中国	1,086 36.0%	1,113 38.7%	1,088 42.7%	1,108 45.1%	1,131 47.4%	1,068 50.0%	1,010 50.4%	1,015 49.5%	1,051 49.9%	
	フィリピン	448 14.8%	436 15.2%	420 16.5%	401 16.3%	396 16.6%	370 17.4%	387 19.2%	400 19.5%	402 19.1%	
	韓国・朝鮮	122 4.0%	115 4.0%	108 4.2%	106 4.3%	103 4.3%	98 4.6%	93 4.6%	96 4.7%	89 4.2%	
	その他	197 6.5%	197 6.9%	164 6.4%	158 6.4%	170 7.1%	164 7.7%	164 8.2%	164 8.1%	167 8.1%	193 9.2%
	合計	3,019	2,879	2,549	2,458	2,387	2,132	2,012	2,051	2,105	

\*H23までは外国人登録者数 H24住民基本台帳制度に移行

市では平成24年3月に策定した「飯田市多文化共生社会推進計画」に基づき、中国語、ポルトガル語、タガログ語、英語による相談窓口を充実するとともに、飯田国際交流推進協会やNPO、地区公民館等との連携により、日本語教室や各種交流事業の実施、教育・就労・防災・地域コミュニティなどにかかわる課題別事業等を実施し、課題解決に向けた取組や多文化共生社会推進の意識啓発を行っています。

また、外国人コミュニティの活動支援や国際理解教育を通じて、外国人住民に関する理解を深め、多様性を活かした地域づくりに向けて取り組んでいます。

さらに、外国人住民2世となる青少年世代の教育にかかわる課題に対応し、日本語能力の修得の機会の提供のみならず、就学の機会の充実に向けて県及び国の教育関係機関への提案や、国のモデル事業実施等を通して支援体制づくりを進めています。

市は、「外国人集住都市会議」の会員都市として、自治体連携による地域課題の研究活動を行い、国や関係機関へ政策提案をしています。

飯田下伊那地域からは、戦前から終戦間際まで満州開拓団として多くの住民が中国東北部（満州）に移住しましたが、敗戦による混乱でやむなく中国残留邦人として中国に残ることとなった人々がいます。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、市内には平成 28 年 3 月末で 33 世帯、44 人が生活をしています。しかし、中国での生活が長年にわたり、文化の違いや言葉がわからないことなどから、生活上での困難な問題も多く、また、高齢化により介護サービスが必要となる場合において、サービスにかかわる支援が十分に得られないという問題も見られます。

市では、日本語習得の支援として日本語教室の設置や、生活の安定を図るための相談員制度、介護通訳支援事業などを実施し、帰国者を含む外国人住民等の生活を支援しています。

## （6）インターネットによる人権侵害

近年の急速なインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した誹謗中傷など、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの人権にかかわる様々な問題が発生しています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすためにも、子どもたちへの個人の名誉やプライバシーの正しい理解を深めるための啓発をはじめ、保護者へのフィルタリング設定や利用環境の管理、ルールづくりなどの意識向上も急務となっています。

こうした中、平成 27 年度には市内小中学校、公民館等により 23 回のネットトラブル研修会が行われています。学校では、ICT教育の中でも情報モラル・情報リテラシー教育が始まっています。

## （7）同和教育

同和問題は日本固有の歴史的経緯から生まれた重大な人権問題であり、その解決に向けた取組が国の特別立法に基づいて行われてきました。市では法の対象地域としての事業は行われていませんが、日本社会には結婚や就職などにおける差別や偏見が依然として存在しており、これらの人権問題の解決に向けた人権啓発、人権教育活動を実施しています。

また、人権教育では「飯田市社会人権教育基本方針」により、長野県下での同和教育の実践をもとに、同和問題の本質と現実を正しく理解する教育を推進しています。

## （8）様々な人権課題

市では、様々な人権課題について、地区公民館を中心にそれぞれの地域の実情に合わせて課題解決に向けた人権教育への取組・学習を行っています。

上述した個別課題の他に、社会には HIV 感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、性的指向及び性同一障害、ホームレス、北朝鮮当局による人権侵害など様々な人権課題があります。また、近年の情報化によって個人に対する誹謗中傷といった新たな人権問題が発生するなど、人権課題は多様化してきている状況があります。これらの人権課題に対して、差別や偏見の解消に向けた啓発のための情報提供や、教育活動を行っていく必要があります。

## 第3章 人権施策及び人権教育・啓発の提言

### I 人権施策に関する提言

市民憲法ともいわれる飯田市自治基本条例（平成18年条例第40号）第5条第2項では、市民主体の原則として、「市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます」と定めています。誰もが地域社会の一員として平等に社会参加するには、そのための基礎となる人権施策が必要不可欠です。

しかしながら、今日の人権課題は社会の様々な問題と複合的に絡み合い、複雑化、多様化しています。中でも、子どもへの虐待、高齢者への虐待、DVなどは、家庭の中で発生するリスクが高く、外部から発見されにくいという深刻さを有しています。

今日的な人権課題に対しては、個別の対応、複合的な生活課題への対応、人権問題を生み出す地域社会の仕組みや構造にも目を向けるなど、様々な視点から捉え、人権侵害に対する救済、支援に向けた施策を充実していく必要があります。

#### 1 基本的な視点

##### （1）人権を尊重し合う風土づくり

地域社会の基本的なあり方として、誰もが等しく一人の人間として尊重され、地域社会の中で安心して暮らすことができる環境が必要です。そのため、行政、教育機関、家庭、地域、事業所など、様々な主体の参加と連携によって地域が一体となり、私たちのあらゆる暮らしの中で人権が尊重される文化を醸成することが必要です。

##### （2）多様性共生社会の推進

少子化・高齢化、人口減少が進む中、全ての市民が主体となって関わり、地域自治を運営していく必要があります。年代、性差、言語、心身の状況などの多様性を理解し合い、多様性を強みにした共生社会を目指すことが大切です。そのため、教育、福祉、産業振興、都市基盤整備など、それぞれの施策分野において、\*ユニバーサルデザインをさらに一層推進していくことが必要です。

\*ユニバーサルデザイン(Universal Design)

年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多くの人が利用できるように、製品、建物、空間、表示をデザイン（都市や生活環境を計画）する考え方。

#### 2 個別課題に関する提言

##### （1）女性の人権を守る

セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）、家庭や職場における男女差別、配偶者などからの暴力といった人権問題が発生しないよう、女性に対するあらゆる暴力の予防と、保護・救済体制の充実を図るとともに、女性と男性は相互の立場を尊重して協力し合うパートナーであるとの意識の醸成が必要です。

また、職場におけるワーク・ライフ・バランスを推進し、誰もが仕事と家庭・地域活動を両立できる働き方を実現していくことが大切です。

##### （2）子どもの人権を守る

児童虐待やいじめなど、子どもの人権問題は将来にわたる深刻な影響をもたらすことから、児童虐待の防止に向けた取組を充実させるとともに、育児にかかわる家庭の負担を軽減するための支援や、子育てと仕事の両立を図るための支援を行うなど、行政、教育機関、企業、地域、家庭が連携し、一体となって地域の将来を担う子どもの健全な成長と発達のための環境をつくる必要があります。

### (3) 高齢者の人権を守る

今後、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することが見込まれます。

地域の中で高齢者が安心して生活できるために、養護者の介護負担軽減の推進や、地域における支え合い・見守りの取組がこれまで以上に求められます。

特に、認知症の症状のある高齢者が地域の中で安心して暮らせるようにするために、地域の理解を広めることや、介護の行き詰まり・高齢者虐待の早期発見や、高齢者の特殊詐欺被害を防止するために、お互いに助け合う地域づくり（地域包括ケアシステム）が必要です。

### (4) 障がい理由とする偏見や差別をなくす

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月 1 日施行）では、二種類の差別を禁止しています。ひとつは、障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けるなどの行為を「不当な差別的取扱い」として禁止しています。

また、障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている意思表示があった場合には、過度の負担にならない範囲で、必要かつ合理的配慮を行うことを定めています。合理的配慮を怠り、障がいのある人の権利利益が侵害される場合は、差別にあたります。

社会的障壁は物理的なものだけでなく、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切をいいます。社会的障壁について関心と理解を深めることが、\*ノーマライゼーションの理念の実現に繋がります。

発達障害を含む様々な障害について、理解を深める活動を進めることが大切です。

#### \*合理的配慮(Barrier Free)

人には羽がないので二階へ上がるには誰でも必ず昇降設備が必要となります。このとき特定の人（階段を使える人）だけが二階へ上がる設備をつくり、階段を使えない他の人は制限される状態を社会的障壁といいます。誰もが二階へ上られるように社会的障壁を取り除くことを合理的配慮といいます。合理的配慮は物理的なものだけでなく、事物、制度、慣行、観念その他一切に該当します。

#### \*ノーマライゼーション(normalization)

地域には、男女がいるように、子どもも高齢者もいるように、障がいのある人もない人も共に日常生活を送っている姿こそが当たり前（ノーマル）の社会であるという理念。

### (5) 外国人住民等の人権を尊重する

この地域は、永住・定住を希望する外国人住民の割合が高く、また多くの人々が満蒙開拓団として移住した歴史的背景から、特に中国からの帰国者等が多いという特徴があります。これらの事情を踏まえつつ、外国人住民等に対する相談体制・支援体制の充実を図るとともに、生活や文化の違いを尊重し合いつつ、この地域の生活ルールを理解しやすい環境を整え、多文化共生社会の実現を推進することが大切です。

今日では、外国人であることを理由とした不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの問題、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）などが、差別意識を助長するものとして社会的関心を集めています。

市では、今後リニア時代を迎え、国内外から訪れる人の増加、使用する言語の多様化が予想されることから、外国人等への偏見や差別をなくす意識づくりが必要です。

### (6) インターネットを悪用した人権侵害をなくす

インターネットや、スマートフォン等の急速な普及、使用者のモラル低下等、社会環境が大きく変化する中で、インターネットを悪用した人権侵害が問題となっています。さらに、インターネットを媒体として青少年犯罪・被害の問題が発生しています。これは、人権教育、青少年健全育成、家庭教育など様々な分野にかかわる課題であり、学校、PTA、関係団体、行政が連携して取り組む必要があります。

学校における人権教室をはじめ、ICT教育でも人権教育を進めるとともに、大人がゲーム機や通信機器の取扱を学ぶなど消費者教育にも取り組み、誰もが自発的に情報モラル・\*情報リテラシーを向上していく風土づくりが大切です。

\*情報リテラシー

情報を主体的に選択、収集、活用、編集、発信する能力及び情報機器を使って論理的に考える能力。

#### (7) 同和問題に関する偏見や差別をなくす

同和問題は日本の歴史的経緯によってつくられた差別であり、国や県、市町村による同和对策事業によって差別の解消に向けた取組が行われてきましたが、今もなお結婚における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。同和問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

#### (8) 様々な人権侵害をなくす

- ア アイヌの人々に対する偏見や差別をなくすため、先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。
- イ HIV感染者・ハンセン病患者等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などが起きないように、感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。
- ウ 刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により、円滑な社会復帰を実現することが重要であることから、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- エ 犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されることのないよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- オ 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。
- カ ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件をなくすため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- キ 同性愛者など性的指向に関して少数派の人々への根強い偏見によって、社会生活の様々な場面で人権が脅かされないため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- ク 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりました。性同一性障害者に対する偏見や差別が起きないように、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- ケ 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
- コ 福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しないよう、一人ひとりが震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持つことが必要です。

## II 人権教育・啓発に関する提言

人権教育・啓発施策は、すべての市民を対象に、また、人間の成長段階に応じて生涯にわたり継続的に実施し、あらゆる人権問題の解決のために学校教育、社会教育、企業内教育や社会活動の様々な場面において、人権の意義やその重要性についての正しい知識を十分に身につけるとともに、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を養うための人権教育、啓発プロセスを確立することが必要です。

また、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」において示されている、人権一般の普遍的な視点からの取組と、先に述べた個別の人権課題に対する取組の二つの取組が相まって、人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。

### 1 人権教育に関する提言

人権教育は、幼児教育、初等教育、中等教育、高等教育へ発達段階ごとに、また、家庭や地域、事業所など、対象や場所に応じて、相互に連携を図りつつ推進する必要があります。

#### (1) 学校等における人権教育

保育園や幼稚園、小中学校等における人権教育は、人権尊重の精神を育む上で最も重要な役割を担っています。子どもの発達段階に応じて、人権に対する必要な知識の習得、人権感覚の育成、人権問題を自らの課題として捉え解決する意欲や、実践力を養うことが必要です。

家庭や地域が持つ教育力と協働し、人権教室などを含む学校における人権教育を通じて、一人ひとりを大切にする教育を推進するとともに、生命の尊さや、他人を思いやる心を養うことが大切です。

いじめや不登校など子どもを取り巻く環境が憂慮すべき状況にある中、安心して楽しく学ぶことのできる環境の確保と、人権に関する教育指導者の育成を図る必要があります。また、いじめや不登校の児童生徒に対する救済・支援の充実を図るため、家庭と学校とが相互に補完し合える協力関係を築くとともに、教育にかかわる NPO やボランティア団体の活動を支援することによって、地域で支える仕組みを築いていく必要があると考えます。

#### (2) 社会人権教育及び企業人権教育

社会人権教育は、生涯にわたる人権学習の場として重要な役割を担っており、生涯学習の各種事業を通じて、人権に関する学習の充実を図っていく必要があります。公民館等では、人権に関する学習や交流事業によって、地域住民が人権問題に関心を持ち、理解を深めていくことが求められます。

また、女性、障がい者、高齢者等が利用しやすい製品の開発やサービスの提供など人権に配慮した企業活動が営まれるとともに、事業主は従業員が仕事と家庭・地域活動の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方を実現できるよう、職場環境を整備していくことが大切です。

#### (3) 家庭教育

家庭教育はすべての教育の出発点であり、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人格形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。家庭の中で親自身が偏見や差別をしないことなど、日常生活を通じて自らの姿をもって子どもに示していくことが重要です。また、親子がともに人権感覚を身につけられる家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える家族への相談体制や支援体制の一層の充実が必要です。

## 2 人権啓発に関する提言

人権啓発は、すべての市民を対象に、その発達段階に応じて人権にかかわる様々な事柄について理解し、日常生活において人権に配慮された行動が行われることを目的として取り組む必要があります。

### (1) 人権に関する基本的認識

一人ひとりの個人が尊重され、人権は人間が生まれながらにして持っている固有の権利であるということを認識することや、社会における様々な人権問題を自分の問題として考え、人権に配慮した行動が実践されていくために、人権に関する基本的な知識を習得するための啓発が必要です。

### (2) 生命の尊さ

近年、いじめや虐待などが原因となって大切な命が失われるといった事件や、凶悪な事件などを耳にしない時が無いほど、生命にかかわる深刻な問題が発生しています。あらためて生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを実感できるような啓発が必要です。

### (3) 多様性を認め合う共生社会の意識

外国人住民の定住・永住希望者の割合は高く、また、少子化、高齢化、核家族化の進展によって、地域を取り巻く人口構成や、コミュニティの姿も変わりつつあります。

リニア中央新幹線の整備等を背景に、異なる文化や生活スタイルをもつ人々が、国内外から移住し、または観光やビジネスで訪れることが予想されます。これからの地域づくりにおいては、お互いの個性を認め合い、人権を尊重する共生社会を築いていくという視点を持つことが大切です。

## III 人権施策及び人権教育・啓発の推進体制

人権施策の推進のためには、市民、地域、行政、事業者など、様々な主体の参加と連携が必要不可欠であり、各主体がそれぞれの役割を認識し、地域社会全体が多様性を認め合うまちづくりを進める必要があります。

人権施策の推進主体として、行政は人権にかかわるあらゆる問題の解決のため、人権課題に対する状況を把握し、人権に関係する行政組織内部の情報共有と連携体制の強化により、複雑化、多様化する人権課題に対して、多面的に対応するための体制をつくる必要があります。

さらに、人権教育、啓発といった人権一般の普遍的な活動と、個別の人権課題や人権侵害に対する救済・支援は、それぞれに人権課題に対する情報を共有し、連携した施策が展開されることが大切です。

また、人権教育・人権啓発を実施している国、県と協調して事業を展開するとともに、人権擁護委員、NPO、福祉ボランティア、企業などの人権にかかわる民間活動団体との連携により、あらゆる機会を捉え人権施策を推進することが必要です。

## 平成 28 年度飯田市人権尊重推進審議会委員

(五十音順)

人権擁護委員	新井 博治
飯田女子短期大学	奥井 現理
飯田市公民館長会	勝野 薫
飯田市 P T A 連合会	久保田 五月
飯田商工会議所	柴田 忠昭
飯田市女性団体連絡協議会	森本 美保子
飯田市校長会	山崎 嘉英
飯伊圏域障がい者総合支援センター	山田 庄治 (9 月末まで)
	田中 文子 (10 月から)
飯田国際交流推進協会	吉澤 裕美子